

Title	〔最高裁民訴事例研究四七六〕－ 共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、訴え提起の手数料につき各原告に対する訴訟上の救助の付与対象となるべき額 二 共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、各原告につき民訴法八二条一項本文にいう「訴訟の準備及び追行に必要な費用」として考慮すべき訴え提起の手数料の額（訴訟救助付与申立て却下決定に対する抗告審の取消決定等に対する許可抗告事件、令和五年一〇月一九日第一小法廷決定）
Sub Title	
Author	川嶋, 隆憲(Kawashima, Takanori) 民事訴訟法研究会(Minji soshōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2025
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.98, No.6 (2025. 6) ,p.63- 75
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20250628-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最 高 裁 民 訴 事 例 研 究 四 七 六〕

令和五2（民集七七卷七号一七五六頁）

一 共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、訴え提起の手数料につき各原告に対する訴訟上の救助の付与対象となるべき額

二 共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、各原告につき民法八二条一項本文にいう「訴訟の準備及び追行に必要な費用」として考慮すべき訴え提起の手数料の額

（訴訟救助付与申立て却下決定に対する抗告審の取消決定等に対する許可抗告事件、最高裁判所令和五年（訴）第一号、令和五年一〇月一九日第一小法廷決定、破棄差戻）

〔事 実〕

本件は、平成三〇年七月に発生した西日本豪雨による河川の氾濫により被災したとするXら計三二名が、Y（国）ほか三名に対して、ダムの事前放流の懈怠や河川整備の懈怠等があったと主張して、共同不法行為に基づき、各自の被った損害の賠償を求めた共同訴訟（以下「基本事件」という）において、Xらが、訴えの提起と同時に訴訟上の救助の付与の申立てをした事案である。なお、上記基本事件の訴額は合計六億四二六七万余円であり、これを基礎として算出される訴え提起の手数料の額は一九四万九〇〇〇円であった。

原々審は、⁽¹⁾訴訟上の救助の要件のうち、民法八二条一項但書所定のいわゆる勝訴見込要件の充足性については肯定した上で、同項本文所定のいわゆる資力要件の充足性⁽²⁾については、上記三二名のうち、一部の者（計一三名）については、これを充足するとして、訴え提起の手数料（基本事件の訴え提起の手数料を各原告の請求額で案分した額に相当する）につき訴訟上の救助を付与する一方、Xら（計一六名）につい

ては、資力要件を充足しないとして申立てを却下した。これに対して、Xらが即時抗告をした。

原審は、要旨、①共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合には、各原告は上記訴訟の目的の価額を基礎として算出される訴え提起の手数料の全額を各自納める義務を負うから、訴え提起の手数料につき訴訟上の救助の付与対象となるべき額は、いずれの原告についても上記全額である、②そうすると、上記の場合において、民訴法八二条一項本文という「訴訟の準備及び追行に必要な費用」として考慮すべき訴え提起の手数料の額は、いずれの原告についても上記全額である、と判断して、原々決定を取り消し、事件を原々審に差し戻した。上記原決定に対して、Yが抗告許可の申立てをして、許可された。

Yの抗告理由は、要旨、民訴法八二条一項所定の資力要件の有無は、訴訟上の救助の申立人が実際に負担を要する費用について判断すべきであるところ、併合された請求相互間に経済的利益の共通性がない通常共同訴訟の場合、共同原告各人が実際に負担を要すると考えられる訴え提起の手数料の額は訴え提起の手数料の総額を各人の請求額で案分した金額に限られるから、資力要件の有無の判断において考慮すべき訴え提起の手数料の額も同金額に限られると理解すべきであること、また、このような理解は、民事訴訟費用等に関する法律の規律（同法九条三項）とも整合し、裁判実務における一

般的な解釈でもあること、等をいうものであった。

〔決定要旨〕

破棄差戻

「共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、各原告の請求に係る訴え提起の手数料の額は、上記訴訟の目的の価額を基礎として算出される訴え提起の手数料の額を各原告の請求の価額に応じて案分して得た額であると解される（民事訴訟費用等に関する法律九条三項柱書き参照）。したがって、上記の場合において、訴え提起の手数料につき各原告に対する訴訟上の救助の付与対象となるべき額は、上記のとおり案分して得た額に限られると解するのが相当である。

そして、各原告は、共同して訴えを提起することなく個別に訴えを提起したとしても訴訟上の救助の付与を受けることができるのであるから、他の共同原告の請求に係る訴え提起の手数料の支払を要することを前提に各原告につき訴訟上の救助による救済を図る必要性があるとは考えられない。したがって、上記の場合において、各原告につき民訴法八二条一項本文という「訴訟の準備及び追行に必要な費用」として考慮すべき訴え提起の手数料の額は、上記のとおり案分して得た額であると解するのが相当である。」

〔評 釈〕

本決定に賛成する。

一 本決定の意義

裁判所は、「訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者」（以下「資力要件」という）に対して、「勝訴の見込みがないとはいえない」場合（以下「勝訴見込要件」という）に、訴訟上の救助の決定をすることができる（民訴法八二条一項参照）。訴訟上の救助の決定を受けた者については、当該決定の定めるところに従い、裁判費用の支払の猶予等の効力が生じ（民訴法八三条一項参照）、その効力は一身専属的なものとされる（同条二項・三項参照）。

本件は、集団的な損害賠償の訴えの提起に際して、共同原告から訴え提起の手数料（以下「提訴手数料」という）につき訴訟上の救助の申立てがされた事案において、各原告の資力要件を判断するにあたり考慮すべき提訴手数料の額が問題となったものである。原決定は、共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合、訴訟上の救助の付与対象となるべき提訴手数料の額はいずれの原告についても提訴手数料の

全額であると解した上で（以下「全額猶予説」という）、各原告の資力要件を判断するにあたり考慮すべき提訴手数料の額もまた提訴手数料の全額であると解した（以下「全額考慮説」という）。これに対して、本決定は、訴訟上の救助の付与対象となるべき提訴手数料の額は当該訴えに係る提訴手数料の額を各原告の請求の価額に応じて案分して得た額に限られると解した上で（以下「案分額猶予説」という）、資力要件を判断するにあたり考慮すべき提訴手数料の額もまた当該案分額であると解し（以下「案分額考慮説」という）、原決定を破棄した。

上記のように、本決定は、訴額の算定につき各原告の請求額が合算される共同訴訟において、各原告に対する訴訟上の救助の付与対象となるべき提訴手数料の額（本決定の判示事項の一）、および、各原告につき民訴法八二条一項本文にいう「訴訟の準備及び追行に必要な費用」として考慮すべき提訴手数料の額（本決定の判示事項の二）についての考え方を明らかにした初めての最高裁判例として重要な意義を有する。以下、本評釈では、訴額の算定につき各原告の請求額が合算される共同訴訟のケースを中心に、そのような共同訴訟における提訴手数料の額とその納付義務についてのこれまでの考え方を概観した上で（二）、訴訟

上の救助の付与対象となるべき提訴手数料の額(三)、訴訟上の救助の要件判断において考慮すべき提訴手数料の額(四)、本決定の射程等(五)について考察する。

二 共同訴訟における提訴手数料の額とその納付義務

1 共同訴訟における提訴手数料の額

民事訴訟費用等に関する法律(以下「費用法」という)は、訴えの提起等、同法所定の申立てに際しては手数料を納付しなければならず(費用法三条一項、別表第一参照)、納付がされない場合には当該申立てが不適法となる旨を定める(費用法六条参照)。訴えの提起に際して提訴手数料の納付がされない場合、裁判長は相当の期間内に当該手数料を納付すべきことを命じ(裁判長による訴状の補正命令[令和四年改正法施行後は、裁判所書記官による訴状の補正処分]⁽⁵⁾、これにもかかわらず納付がされない場合には訴状が却下される(民訴法一三七条一項、二項[令和四年改正法施行後は、一三七条の二第一項、第六項]参照)。

現行法上、訴えの提起に際して納付すべき提訴手数料の額は、「訴訟の目的の価額」(いわゆる「訴額」)に応じて算出されることとされており(費用法別表第一の一項参照)、「訴訟の目的の価額」は「訴えで主張する利益」によ

って算定される(民訴法八条一項参照)。ここでいう「訴えで主張する利益」とは、「訴えの提起等をした者が全部勝訴して請求を認容され、その内容が実現した場合にもたらされる経済的利益」⁽⁶⁾とされ、金銭の支払を求める現在の給付の訴えにおいては、請求金額が訴額となるとされる⁽⁷⁾。また、訴額の算定は、訴えの提起時が基準となると解されている⁽⁸⁾。

一つの訴えで数個の請求をする場合においては、原則として、各請求の価額を合算したものが訴額となる(民訴法九条一項本文。以下「合算法則」という)が、その例外として、訴えで主張する利益が各請求について共通である場合はこの限りではなく(民訴法九条一項但書)、訴額は最も多額の請求の価額を基礎として定まる(以下「吸収法則」という)。また、上記にいう「一つの訴えで数個の請求をする場合」には、訴えの客体的(客観的)併合の場合のみならず、訴えの主體的(主観的)併合の場合も含まれると解される⁽¹⁰⁾。したがって、本件基本事件のように、各原告がそれぞれについて生じた損害の賠償を求める共同訴訟については、訴えで主張する利益は各原告によって別個であるから、上記合算法則が適用され、各原告の請求金額を合算した額を訴額として提訴手数料の額が算出されること

となる。

ところで、わが国では、手数料額の算出割合に段階を設け、段階が上がるに従って手数料の割合が通減する仕組み（手数料通減制）が採用されているために、併合訴訟において合算法則が適用される場合には、提訴手数料の総額が小さくなる利益（以下「提訴手数料の通減の利益」という）を生じるが、このような提訴手数料の通減の利益は、各請求の請求金額に比例して、すべての請求に等しく及んでいるものと解されている。⁽¹¹⁾ このことを直接に定めた規定はないものの、費用法九条三項（平成一五年改正前は同条二項）が、合算法則が適用された請求の一部について提訴手数料の還付事由が生じた場合に還付の対象となる提訴手数料の額について、「各請求の価額に応じて案分して得た額」を基準とし、その二分の一の額を還付する旨を定めていることは、提訴手数料の通減の利益がすべての請求に等しく及んでいることの現れであると思われることができる。⁽¹²⁾

2 共同訴訟における提訴手数料の納付義務

申立手数料は申立てごとに觀念され、原則として一個の申立てにつき一個の手数料が生じるとされる。また、手数料を納めるべき者は当該申立ての申立人であり、数人の申

立人がいる申立てでは、いずれの申立人にも手数料の全額を納める義務が生じるとされる。⁽¹³⁾

本件基本事件のように、いわゆる合算法則が適用される共同訴訟においては、各原告の請求の価額を合算した額を基礎として提訴手数料が算出されるが、この場合においても、原告らは各自提訴手数料の全額の納付義務を負うと解されている。⁽¹⁴⁾ 前述のように、合算法則が適用される共同訴訟では、手数料通減制の下で、原告ら各自の請求に係る提訴手数料の額は、個別に訴えを提起した場合のそれに比べると、提訴手数料の総額を各原告の請求の価額に応じて案分した額にまで減じられていると見ることができ、このことは原告ら各自の提訴手数料の納付義務が当該案分額であることを意味するものではなく、訴えの提起にあたり提訴手数料の全額の納付がされない限り、当該訴えの全部が不適法となるとされる。

以上の理解を前提とすると、訴額の算定につき合算法則が適用される共同訴訟において、仮に共同原告の一部に自己の請求に係る提訴手数料を負担しない者がいるときは、他の共同原告は、未納分の不足を解消すべく、自己の請求に係る提訴手数料を超えた費用負担を強いられる可能性があると言える。もっとも、そのような費用負担の可能性が

一般的・抽象的に観念できる（あるいは個別の事案において具体的に想定できる）としても、これを訴訟上の救助の申立てに係る審理・判断において考慮することが適切であるか否かは、以下に見るように、訴訟上の救助の制度趣旨や関連条文の解釈等に基づく考察を別途必要とする問題であると言える。

三 共同訴訟において訴訟上の救助の付与対象となるべき提訴手数料の額

民訴法八三条一項一号は、訴訟上の救助の効力の一つとして「裁判費用」の支払猶予を定める。提訴手数料はここでいう「裁判費用」の一種であるから、⁽¹⁵⁾ 提訴手数料が訴訟上の救助の付与対象に含まれることは明らかであるが、共同訴訟における訴訟上の救助の付与対象となるべき提訴手数料の額をどのように考えるかは、同条の規定からは自明とは言えない。

従来の裁判実務においては、共同訴訟において訴訟上の救助の付与対象となるべき提訴手数料の額につき、当該訴えに係る提訴手数料の全額ではなく、提訴手数料の額を各原告の請求の価額に応じて案分して得た額とする考え方（案分額猶予説）に立っていたことがわかれる。一例

として、東京高決昭和五一・一一・一八高民集二九巻四号一八六頁は、薬害訴訟の共同原告の一部に対して、提訴手数料の納付につき訴訟上の救助を付与した事例であるが、同決定においては、訴訟上の救助の付与対象を、当該訴えに係る提訴手数料の全額ではなく、各申立人の請求額に応じた提訴手数料の額と解した上で、当該額を支払うことのできる資力の有無が検討されていることが読み取れる。本件原々審もまた、これと同様の考え方によっていたと見られる。

これに対して、本件原決定は、各原告は訴訟の目的の価額（合算された訴額）を基礎として算出される提訴手数料の全額を各自納める義務を負うことを理由として、訴訟上の救助の付与対象となるべき額は、いずれの原告についても上記提訴手数料の全額であるとする考え方（全額猶予説）を採用した。他方、本決定は、各原告の請求に係る提訴手数料の額は、当該訴えに係る提訴手数料の額を各原告の請求の価額に応じて案分して得た額であるとの理解を前提に、訴訟上の救助の付与対象となるべき提訴手数料の額は、各原告につき当該額が限度となるとする考え方（案分額猶予説）を採用し、全額猶予説を採用した原決定を破棄した。

全額猶予説と案分額猶予説のいずれによるべきかは、直接的な規定がないことから、訴訟上の救助の制度趣旨に解上の指針を求めることが適切であると考えられる。訴訟上の救助の制度趣旨は、「正当な権利を有する可能性がありながら無資力のために十分な保護を受けられない者を社会政策的な観点から救済する」ことにあると言えるが、このような観点から見れば、全額猶予説には次のような問題があることを指摘しうる。すなわち、全額猶予説に立った場合、訴訟上の救助の付与を受けた原告は、訴えの提起に際して提訴手数料が全額納付されたのと同様の扱いを受けることになるが、これにより他の共同原告らが提訴手数料の納付を必要としなくなるとすれば、経済的困窮者の保護という上記趣旨を超えて、救助の要件を満たさない他の共同原告を利する結果となる⁽¹⁷⁾。また、訴訟上の救助を受けた者は、救助決定が後に取り消された場合には、猶予された費用の支払を命じられるところ（民訴法八四条参照）、全額猶予説に立った場合には、受救助者が猶予された提訴手数料の全額の支払を命じられることにもなりかねないが、このような帰結もまた、経済的困窮者の保護という上記制度趣旨に沿わないと言えるだろう。

これに対して、案分額猶予説に立った場合、訴訟上の救

助の付与を受けた原告は、自己の請求に係る提訴手数料の額（提訴手数料の総額を各原告の請求の価額に応じて案分して得た額）を限度として訴え提起時における提訴手数料の納付を要しない一方で、救助の要件を満たさない他の共同原告は、自己の請求に係る提訴手数料の額について納付を要すると考えられるから、全額猶予説のように、法の趣旨を超えて救助の対象とならない共同原告を利することにはならない。また、訴訟上の救助の付与対象となるべき提訴手数料の額が案分額を限度とするものであっても、すべての共同原告が訴訟上の救助の要件を満たす場合には、それにより提訴手数料の全額について支払猶予の効果を得られる結果、「正当な権利を有する可能性がありながら無資力のために十分な保護を受けられない者を社会政策的な観点から救済する」という制度趣旨は全うしうる。案分額猶予説に立った場合、受救助者には、救助の要件を満たさない一部の共同原告の提訴手数料未納付を理由とする訴状却下のリスクが残るが、上記理由から訴状却下された場合においても、受救助者は個別的に（あるいは他の一部の原告らと共同して）改めて訴えを提起するとともに訴訟上の救助の付与を申し立てることは妨げられないから、原告らの司法による救済を受ける機会はこれによって確保しうる。

以上に鑑みると、訴訟上の救助の付与対象となるべき提訴手数料の額の考え方については、訴額の算定につき各原告の請求額が合算される共同訴訟（いわゆる合算法則が適用される共同訴訟）に関する限り、案分額猶予説によることが相当であると考えられる。

四 共同訴訟における訴訟上の救助の要件判断において考慮すべき提訴手数料の額

民訴法八二条一項本文は、「訴訟の準備及び追行に必要な費用」について、これを支払う資力がいないか、またはその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対して、訴訟上の救助の決定をすることができる旨を定める。ここでいう「訴訟の準備及び追行に必要な費用」に提訴手数料が含まれることは明らかと言えるが、共同訴訟における訴訟上の救助の要件判断において考慮すべき提訴手数料の額をどのように考えるかについては、前記三とは別に問題となりうる。なぜなら、訴訟上の救助の要件判断にあたっては、弁護士費用や調査費用など、訴訟上の救助の付与対象とならない費用も考慮することが相当であると考えられており、このような考え方を前提とすると、訴額の算定につき合算法則が適用される共同訴訟において訴訟上の救助の付与対

象となるべき提訴手数料の額を「案分額」、すなわち各原告の請求に係る提訴手数料の額に限定したとしてもなお、民訴法八二条一項本文の要件判断との関係では、右の額を超える部分（すなわち他の共同原告の請求に係る提訴手数料の額）の納付義務の存在を考慮に入れる余地がありうるからである。

この点、従来の裁判実務は案分額猶予説の考え方を前提として、民訴法八二条一項本文の要件判断との関係でも案分額を基準として資力要件を判断する手法が一般的となっていたようであり、⁽¹⁹⁾ 本件原々決定もまた、同様の手法にならったものと見られる。本決定は、前述のように、民訴法八二条一項本文の要件判断において考慮すべき提訴手数料の額についても、当該訴えに係る提訴手数料の額を各原告の請求の価額に応じて案分して得た額が基準となるとする考え方（案分額考慮説）を採用し、提訴手数料の全額が基準となるとした原決定の考え方（全額考慮説）を斥けた。

現行民訴法八二条一項本文が、資力要件の基準として、旧民訴法一一八条本文が「訴訟費用」と定めていたのを改め、「訴訟の準備及び追行に必要な費用」と拡大したのは、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、裁判に実際に要する費用を考慮に入れた上で、訴訟救助の必要性を

判断することが適切であると考えられたことによる。⁽²⁰⁾このような現行規定の立法趣旨に鑑みれば、同条の要件判断において考慮すべき提訴手数料の額は、各原告が当該裁判で実際に負担を要する提訴手数料の額を基準とすることが一貫していると言える。このことは、制度の補充性や属人性といった、訴訟上の救助の制度の特質とも適合しよう。

前述のように（二二参照）、訴額の算定につき合算法則が適用される共同訴訟においては、各原告の請求に係る提訴手数料の額（当該訴えに係る提訴手数料の額を各原告の請求の価額に応じて案分して得た額）を観念することができ、各原告が実際に負担を要する提訴手数料の額も通常は右の限度に限られると考えられることからすると、資力要件の審理の判断において考慮すべき提訴手数料の額もまたその額であるとする考え方、すなわち案分額考慮説によるのが相当であるように思われる。たしかに、一般的・抽象的に見れば、提訴手数料に未納分がある場合に、共同原告の一部において、未納分の不足を解消すべく、自己の請求に係る提訴手数料を超えた費用負担を強いられる可能性がないとは言えないが、そのような抽象的な費用負担の可能性までも資力要件の判断に際して考慮することは、上記現行規定の趣旨に沿わないように思われる。全額考慮説の

バリエーションとして、提訴手数料の全額負担の可能性が一般的・抽象的な可能性にとどまるものではなく、当該訴訟において具体化・顕在化している場合（一例として、極端な例ではあるが、他の共同原告の全員が自己の請求に係る提訴手数料を納付しておらず、訴訟上の救助の付与の申立てもしていない場合）には提訴手数料の全額負担の可能性を考慮できるとする考え方も考えられないではないが、自己の請求に係る提訴手数料を支払う資力のない者が、他の共同原告の請求に係る提訴手数料を負担することとは現実的とは言えず、そのような現実的でない費用負担の可能性を訴訟上の救助の要件判断において考慮に入れることも、現行規定の趣旨に照らして相当ではないと言えよう。以上より、筆者は本決定に賛成する。

五 本決定の射程等

上記のように、本決定は、①共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、提訴手数料につき各原告に対する訴訟上の救助の付与対象となるべき額、および、②右の場合において、各原告につき民法八二条一項本文にいう「訴訟の準備及び追行に必要な費用」として考慮すべき提訴手数料

の額のいずれについても、当該訴えの提起に係る提訴手数料の額を各原告の請求の価額に応じて案分して得た額が基準となる旨を明らかにしたものである。本決定は、いわゆる法理判例として位置づけられるものであるが、その射程については、本決定が明示的に限定しているように、「共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを目的の価額とする場合」、すなわち民訴法九条一項本文が定める「合算法則」が適用される共同訴訟（訴えて主張する利益が各請求について別個である場合）に限られよう。

本決定は、民訴法九条一項但書により、いわゆる吸収法則が適用される共同訴訟について何ら言及するものではなく、当該共同訴訟の場合の考え方については、残された問題であると言える。本決定の論理が、合算法則が適用される共同訴訟については、費用法の規定等に鑑み、各原告の請求に係る提訴手数料の額を個別的に観念しうることを前提とするものであることからすると、吸収法則が適用される共同訴訟についてもそのような各原告の請求に係る個別的な提訴手数料の額を観念しうるか否かが問題となろう。この点、吸収法則が適用される場合、すなわち訴えて主張する利益が各原告について共通である場合には、訴額がすべての原告に共通のものとして一本化される結果、訴額を

基礎として算定される提訴手数料もまたすべての原告に共通のものとして観念されるところであること⁽²²⁾、また、合算法則が適用される共同訴訟とは異なり、実定法上、各原告の請求に係る提訴手数料の額を個別的に観念しうる手掛かりを見出しにくいことに鑑みれば、吸収法則が採用される共同訴訟においては、①訴訟上の救助の付与対象となるべき提訴手数料の額、②訴訟上の救助の要件判断において考慮すべき提訴手数料の額のいずれについても、当該訴えの提起に係る提訴手数料の額（最も多額の請求を基礎として算出される提訴手数料の額）を基準とする考え方を採ることが、判例内在的には一貫するようと思われる。

六 おわりに

本決定により、訴額の算定につき合算法則が適用される共同訴訟において、各原告に対する訴訟上の救助の付与対象となるべき提訴手数料の額、および、各原告につき民訴法八二条一項本文という「訴訟の準備及び追行に必要な費用」として考慮すべき提起手数料の額については、いずれも提訴手数料の全額ではなく、各原告の請求額に応じた案分額が基準となることが明らかとなった。このことは、訴訟上の救助の付与に関する限り、提訴手数料の算定の基礎

となる請求額の総額（ないし集団訴訟における集団の規模）それ自体は実質的な意味を持たないことを意味しよう。もともと、これによって集団訴訟を提起する意義が失われるわけではなく、原告らは共同訴訟を提起することにより、共通の訴訟代理人を通じて訴訟を進行し、訴訟資料を共同で利用するなど、訴訟に関する費用負担の軽減を図ることができる。

本件基本事件のような大規模災害の被災者が原告となる訴訟においては、災害によって生活の本拠や生計の基盤を失うなど、原告らの多くが経済的困難を抱えるなかで訴訟追行を強いられることは想像に難くなく、訴訟上の救助の申立てに対しては当該基本事件の内容等を踏まえた適切な救助付与が期待される。原々決定に見られるように、一定の収入金額を基準として、当該基準額以下の者については提訴手数料（案分額）の全額の支払を猶予する一方で、当該基準額を超える者については提訴手数料（案分額）の全額の支払を必要とするという、オール・オア・ナッシング型の処理は、訴訟上の救助を必要とする原告らの経済的困難の程度も様々であることを考えると形式的・画一的に過ぎるように思われる。一部原告については資力要件の部分的充足を理由とした一部救助を認めるなど、経済的困難の

程度に応じた救助付与の可能性も検討に値しよう。⁽²⁴⁾

(1) 岡山地決令和三・三・一〇民集七七卷七号一七八二頁以下参照。なお、原々決定は、申立人（計三二名）のうち二九名について判断をしたものである（その余の三名については原々決定後に訴訟上の救助を付与する決定がされている）。

(2) 本件においては、災害が発生した年（二〇一八年）の勤労者世帯当たりの平均実収入と平均実支出のほか、本件基本事件の内容等を踏まえて、一人世帯の場合には年収四〇〇万円以下、二人世帯の場合には年収四五〇万円以下、三人世帯の場合には年収五〇〇万円以下、四人世帯の場合には年収五五〇万円以下であれば、資力要件を充足すると解するのが相当であるとされた。

(3) 広島高岡山支決令和四・一〇・七民集七七卷七号一七八六頁以下参照。

(4) 裁判所に納める手数料の法的性質については、裁判所の（国）の役務に対する反対給付（報償）としての性質を有すると解されている。内田恒久編『民事訴訟費用等に関する法律・刑事訴訟費用等に関する法律の解説』（法曹会・一九七四年）二三頁、杉原圭三ほか『民事訴訟における訴訟費用等の研究（昭和四八年度書記官実務研究）』（裁判所

書記官研修所・一九七三年) 一八五頁参照。

(5) 「民事訴訟法等の一部を改正する法律」(令和四年法律第四八号)。

(6) 内田編・前掲注(4) 一三〇頁。

(7) 秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅰ(第三版)』(日本評論社・二〇二一年) 二五四頁、昭和三一・一二・一二民事甲第四一二号最高裁判事局長通知「訴訟物の価額の算定基準について」裁判二二一号一八〇頁参照。

(8) 最判昭和四七・一二・二六判時七二二号六二頁参照。

(9) 具体例として、所有権の確認とそれに基づく同一物の引渡しまたは移転登記を請求する場合、主債務者に対する主債務の履行と保証人に対する保証債務の履行を請求する場合などが挙げられる。

(10) 内田編・前掲注(4) 一三二頁、秋山ほか・前掲注(7) 二六六頁など参照。

(11) 具体例として、請求A(請求額二〇〇〇万円)、請求B(同三〇〇〇万円)、請求C(同五〇〇〇万円)のケースでは、各請求につき個別に訴えを提起した場合の提訴手数料は、それぞれ、八万円、一七万円となるのに対して、併合して訴えを提起した場合(請求額一億円)の提訴手数料は三二万円であり、個別に訴えを提起した場合の手数料の合計額(三六万円)に比べて四万円の減額の利益を受けるが、右の利益は、各請求の請求金額に比例し

て、請求Aにつき八〇〇〇円、請求Bにつき一万二〇〇〇円、請求Cにつき二万円ずつ及んでいると考えることになる。

(12) 内田編・前掲注(4) 一三三頁参照。

(13) 内田編・前掲注(4) 八一頁参照。杉原ほか・前掲注(4) 一九一頁によれば、この場合の提訴手数料の納付義務は連帯債務関係であると解されている。渡會千恵「田中ゆかり『民事訴訟等の費用に関する書記官事務の研究(書記官実務研究報告書)』(法曹会・二〇一九年) 二八三頁も参照。

(14) 内田編・前掲注(4) 一三八頁注(六) によれば、「もし納めた手数料に不足があるときは、その未納額もまた併合された各請求についてそれぞれその価額に応じて案分して存在していることになり、未納分のすべてが解消しない限り、すべての請求がなお不適法である」とされる。杉原ほか・前掲注(4) 二九五頁も、「手数料の額に未納のあるときも、各個の請求の訴額に応じ案分して得た額の未納があることになり、共同原告として訴えたうちの一部に訴訟上の救助を受けた者があるときも同様である」とする。

(15) 裁判費用とは、費用法第二章にいう「裁判所に納める費用」として同法二条一号・二号に定める費用(手数料および送達・証拠調べ等に要する費用)を指す。秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ(第三版)』(日本評論

社・二〇二三年）一三六頁、高田裕成ほか編『注釈民事訴訟法(2)』（有斐閣・二〇二三年）一六四頁「上拂大作」など参照。

(16) 最判平成二七・九・一八民集六九卷六号一七二九頁は、訴訟上の救助の制度趣旨について「正当な権利を有する可能性がありながら無資力のために十分な保護を受けられない者を社会政策的な観点から救済する」ものであると述べる。また、旧法下の裁判例であるが、名古屋高金沢支決昭和四六・二・八下民集二二卷一・二号九二頁は、「訴訟救助は無資力者に対する国の扶助制度であり、本来補充的なものとみれば、その認定ないしは適用は個別的、属人的にならざるを得ない」と述べる。

(17) 前田・後掲注(24)一二九頁参照。

(18) 前田・後掲注(24)一三〇頁参照。

(19) 従来の裁判実務の状況については、本件抗告理由（民集七七卷七号一七七六頁以下）参照。近時の例では、福島第一原発事故を理由とする集团的な損害賠償請求訴訟（各原告の請求額は一律に各二二〇〇万円）に係る訴訟上の救助の付与の申立てにおいて、各申立人において負担する提訴手数料が提訴手数料の総額（一四七八万円）を原告の人数で除した額（三万七一一三六円）であること、すなわち案分額であることを前提に資力要件を判断している例（福島地決平成二八・一・二七判例集未登載）が紹介されている。

(20) 改正の趣旨につき、法務省民事局参事官室編『問一答 新民事訴訟法』（商事法務研究会・一九九六年）七七頁、秋山ほか・前掲注(15)一二六頁、高田ほか編・前掲注(15)一五三頁「上拂」など参照。

(21) 前掲注(16)名古屋高金沢支決昭和四六・二・八参照。

(22) 内田編・前掲注(4)一三三頁は、吸収法則が適用される共同訴訟について、「各申立人（原告等）は、それぞれ自己の請求のためその手数料（一個）を納めなければならない関係にたつ」としている。

(23) 原々決定の処理については、前掲注(2)参照。

(24) 本決定の調査官解説として、前田志織「判解」ジュリ一五九九号（二〇二四年）一二八頁、解説・評釈等として、菊野達也「判批」訟月七〇巻四号（二〇二四年）四四五頁、伊東俊明「判批」法教五二三号（二〇二四年）一〇四頁、福本知行「判批」令和五年度重要判例解説「ジュリ臨増一五九七号」（二〇二四年）一〇六頁、加藤新太郎「判批」NBL一二六九号（二〇二四年）八〇頁、大江毅「判批」判例秘書ジャーナル（文献番号HJ100203）（二〇二四年）、張子弦「判批」新・判例解説 Watch（文献番号Z18817009-00-061662522）（二〇二四年）、田村陽子「判批」リマークス七〇号（二〇二五年）一〇八頁などがある。